

## 事業評価書

施設名称	琢成学区学童保育所ほか11学童保育所	指定期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~令和 4 年 3 月 31 日
所在地	酒田市中心西町 2 番59号 ほか11か所	評価期間	令和 2 年 4 月 1 日 ~令和 3 年 3 月 31 日
指定管理者	特定非営利活動法人がくほれんwith酒田 電話番号 0234 - 43 - 0795	施設 所管課	健康福祉部子育て支援課 電話番号 0234 - 26 - 5735

年度	1 年目 (実績) 平成29年度	2 年目 (実績) 平成30年度	3 年目 (実績) 令和元年度	4 年目 (実績) 令和 2 年度	5 年目 (計画) 令和 3 年度	指定管理期間 合計
施設開館数 (日)	291	291	288	291	291	1,452
利用者数 (人)	841	813	823	823	823	4,123
指定管理業務の収支 (円)						
収入 ①	203,360,196	205,654,686	187,557,923	241,779,070	241,779,070	1,080,130,945
うち 利用料金	78,810,400	78,873,300	68,949,000	72,160,210	72,160,210	370,953,120
うち 指定管理料	123,982,110	126,464,950	118,291,030	148,203,690	148,203,690	665,145,470
うち 上記以外	567,686	316,436	317,893	21,415,170	21,415,170	44,032,355
支出 ②	190,198,961	178,745,860	175,306,876	229,040,861	229,040,861	1,002,333,419
差引 ①-②=③	13,161,235	26,908,826	12,251,047	12,738,209	12,738,209	77,797,526

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
<b>1 履行状況の評価</b>				
<b>1 業務執行に関する事項</b>				
(1) 業務執行体制	1	業務執行体制（指揮命令系統、業務責任者等）が明確になっているか	○	○
(2) 人員の配置	1	施設の管理運営に要する人員を効率的に配置しているか	○	○
(3) 有資格者の確保	1	指定管理業務を遂行する上で必要な有資格者を確保しているか	○	○
(4) 職員研修の実施	1	職員の指導・研修が適切に行われているか	○	○
(5) 労働環境・条件	1	適切な労働環境や条件が確保され、労働関係法令が遵守されているか	○	○
<b>2 業務手続きに関する事項</b>				
(1) 再委託の管理	1	市への承認手続き、報告書等による履行確認等がなされているか	○	○
(2) 取扱説明書の整備保管	1	設備・機器等の取扱説明書が整備・保管されているか	○	○
(3) 管理記録等の整備保管	1	業務日誌や点検記録、修繕・故障履歴等が整備・保管されているか	○	○
(4) 報告書等の提出	1	業務報告書、事業報告書、事業計画書等が適切に提出されているか	○	○
<b>3 施設の維持管理に関する事項</b>				
(1) 点検・保守	1	施設・設備の点検・保守は確実にされているか	○	○
(2) 清掃・環境保全	1	清掃・環境保全（植栽、廃棄物処理等）が適切に行われているか	○	○
(3) 保安・警備	1	防犯対策やマスターキー等の鍵の管理は適切に行われているか	○	○
(4) 備品等管理	1	市で準備した備品等に不足がなく、適切に管理されているか	○	○
(5) 施設・設備修繕	1	リスク分担に基づく、修繕は適切に行われているか	○	○
<b>4 法令遵守・安全対策に関する事項</b>				
(1) 法令の遵守	1	法令等で定められた書類を遅滞なく提出されているか	○	○
(2) 個人情報の取扱い	1	個人情報の漏洩、滅失等、適正な管理のため必要な措置を講じているか	○	○
(3) 安全対策の確保	1	事故防止や避難訓練などの対策が適切に確保されているか	○	○
(4) 緊急時の対応	1	緊急時の連絡網や対応マニュアル等が整備されているか	○	○
			点数（標準点 18）	18
			総括評価	A

≪指定管理者の自己評価≫

学童運営に当たっては、子ども達のため、就労家庭の支援を使命に、運営委員会を中心として地域に根差した学童運営に努めている。法人化10年の経験を生かし着実かつ柔軟性を持った組織運営を行うとともに、職員のコンプライアンス意識の高揚やガバナンス態勢の強化にも努め、学童の将来を見据えた運営に取り組んでいる。地域の代表で構成する運営委員会体制の良さを踏まえつつ、14学童一体運営の「がくほれん」のスケールメリットを生かした運営を行い、指導員の研修、安定雇用、人事の交流等を積極的に行い、管内の学童の質的向上と平準化に努めている。

≪施設所管課の評価≫

がくほれんと各地域運営委員会が中心となり、保護者が参画した学童保育が実施されている。各セクターの役割も明確に位置付けられており、指導員についても、人事異動が計画的に実施され、資質向上のためキャリアアップや処遇改善に積極的に取り組んでおり、高く評価できる。

今年度は新型コロナウイルス感染症によって、小学校の休業措置による午前中から学童開所対応や、学童の利用を自粛した保護者に対する利用料の返還措置など、例年になく異例の対応を通常の業務に加えて即時対応いただいた。緊急時における組織体制も盤石であると評価できる。

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
<b>2 サービスの質の評価</b>				
<b>1 施設の運営に関する事項</b>				
(1) 開館日等の遵守	1	開館日・開館時間は守られているか（臨時開館等の手続きは適正か）	○	○
(2) 使用許可の手続き	1	施設の使用許可は条例等に従い適切に行われているか	○	○
(3) 接遇対応の状況	1	利用者への接遇対応は適切に行われているか	○	○
(4) 情報発信	2	利用促進を図るため積極的な情報発信が行われているか	○	○
(5) 利用者ニーズへの対応	2	利用者アンケート等を行うとともに、苦情や要望等に適切に対応しているか	○	○
<b>2 施設の利用に関する事項</b>				
(1) 施設の平等利用	1	一部の利用者への不当な利用制限や優遇措置は見受けられないか	○	○
(2) 利用料金の徴収	1	利用料金の徴収は適正に執行されているか	○	○
(3) 利用料金の減免	1	利用料金の減免手続きは適正に行われているか	—	—
(4) 事業の実施状況	2	事業計画書にある事業が計画どおり実施されているか	○	○
(5) 利用状況	2	利用者数が前年度の実績（又は当初の目標）を上回った（又は達成した）か	○	○
<b>3 業務水準等に関する事項</b>				
(1) 要求水準の状況	2	指定管理業務の要求水準は達成できているか	○	○
(2) 経費節減の取組	1	管理に係る経費を節減するための取り組みはされているか	○	○
(3) 地元貢献	1	地元貢献に資する取組み（地元雇用・地元企業活用等）が行われているか	○	○
(4) 環境対策	1	環境に配慮した物品購入、省エネ、リサイクル推進等が行われているか	○	○
(5) 自主事業の状況	2	自主事業の質は妥当であり、利用者ニーズを捉えたものであるか	—	—
(6) 前年度評価の活用	2	前年度の評価を受けて、適切な改善が図られたか。	○	○
<b>4 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項（指定管理者選定時の追加評価項目）</b>				
(1) 学童保育について	2	学童保育所を企画運営する能力とその体制が整備されているか	○	○
(2) 地域と保護者について	2	地域の理解と協力が得られ、地域と連携して保育に取り組むことができるか	○	○
(3)	2			
(4)	2			
(5)	2			
<b>点数（標準点 24）</b>			<b>24</b>	<b>24</b>
<b>総括評価</b>			<b>A</b>	<b>A</b>
<b>《指定管理者の自己評価》</b>				
<p>利用者から学童への直接の要望やがくほれんを通じた要望等、単位学童で解決できるものは、保護者会や運営委員会で対応を協議し、がくほれん全体に係るものは、事務局で検討し、必要に応じて理事会での検討も行っている。14学童を統一運営していることで、以前は他学童との比較した要望等が多かったが、運営手法が定着してきたことによる地域や保護者の意識の変化により、現在は減少傾向にある。がくほれんとしては、苦情、要望窓口の担当を事務局長が担い、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、会計で構成する事務局体制の充実に努め、利用者のニーズを踏まえた運営に取り組んで参りたい。</p>				
<b>《施設所管課の評価》</b>				
<p>利用者からの要望等について、学童・事務局・運営委員会・保護者会等と頻繁に連絡を取り合っており、市への苦情・要望についても事務局から即座に学童へ周知されるなど、高い水準の運営がなされている。特定非営利活動法人としての運営形態が確立されており、組織体制の整備・強化が図られ、サービスの向上とともに安定的な運営ができるようになってきている。平成27年度に法人運営の13学童が一斉に延長保育を実施できたことなど、がくほれんのスケールメリットが目に見えて発揮できていると考える。</p>				

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
<b>3 サービスの安定性の評価</b>				
1 指定管理業務の収支	1	指定管理業務の収支は良好であるか	○	○
2 区分経理の実施	1	指定管理業務と他の業務の経理区分が整理されているか	○	○
3 経理処理	1	適正な経理処理が行われており、支払遅延の発生等はないか	○	○
4 現金等の取扱い	1	現金や金券の取扱い、通帳の管理は適切に行われているか	○	○
5 団体の経営状況	1	団体の経営状況は良好であるか	○	○
点数（標準点 5）			5	5
総括評価			A	A
<b>＜指定管理者の自己評価＞</b> 特定非営利活動法人であるため、法人の財務状況については、毎年度、県ホームページを通じて公表され、透明性は担保されている。その際、内部監査による監査も実施しており、経理処理は適正と判断できる。 14学童全体で経理処理を行うため、効率的に予算執行することができ、収支状況も良好である。法人全体としての経営状況においては問題ない。		<b>指定管理者自己評価実施日</b> 令和3年4月30日		
<b>＜施設所管課の評価＞</b> 特定非営利活動法人として、適切に経理処理が行われており問題はない。指定管理業務の収支や団体自体の収支についても適切な状況である。収支余剰金については、学童保育所を今後も安定して運営することを目的に、準備金積立を行っており、当該積立についても法人として積立目標額で定め、計画的に実施していることは評価できる。 令和3年5月に当該法人について財政援助団体等監査が実施され、複式簿記による経理と報告を行うよう指摘を受けたが、令和3年6月から会計処理を税理士事務所に委託し、令和2年度会計も含めて会計処理を複式簿記に改めた。経理処理については支払いに遅れもなく問題ない。				
<b>総合評価（各総括評価に基づく評価）</b>				<b>A</b>
<b>＜施設所管課による総合評価＞</b> 学童保育所の運営については、指定管理者制度導入前より携わっており、実績は十分に蓄積されている。運営体制もしっかりとしており、法人としての経営状況も健全である。学童保育に携わる指導員の処遇改善についても前向きであり、指導員の資質向上にも積極的に各種研修会を受講できるように配慮がなされている。地域に根ざした学童が展開され、学童保育に対する方針・考え方も明確であり、評価できる。 今年度は新型コロナウイルス感染症対応によって学童保育所では、業務の増加、保護者からの苦情要望対応など、多大な負担が生じる中、本市の学童保育所への要望や市政方針に準じて対応いただいた。こうした状況下で、児童と指導員の安全を最大限考慮した運営を行っており、運営体制については申し分ない。		<b>評価実施日</b> 令和3年5月24日		
<b>指定管理者選定委員会評価</b>				<b>A</b>
包括協定、年度協定及び仕様書に沿って、施設運営がなされている。		<b>評価実施日</b> 令和3年7月14日		